



島根県報

平成28年11月11日（金）

第2,852号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成28年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	3
中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	（水産課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中小企業課）	4
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	4
海岸保全区域の指定	（河川課）	4
土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	8
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ " ）	8

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水産課）	9
都市計画事業の認可	（都市計画課）	11

【特定調達公告】

しまねセキュリテイクラウド構築業務委託契約に係る随意契約の相手方等	（情報政策課）	11
IC免許証追記装置の賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	12
運転者管理業務用装置の賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	（ " ）	12

告 示**島根県告示第664号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成28年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
平成28年12月9日（金）
- 4 試験期日
平成28年12月10日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊米子駐屯地
米子市両三柳2603（電話0859（29）2161）
- 6 試験科目
(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
(2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第665号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アリスト	エクシヴ 津和野の森園	鹿足郡津和野町池村199-4	平成28年11月30日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アリスト	エクシヴ 津和野の森園	鹿足郡津和野町池村199-4	平成28年11月30日

島根県告示第666号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日貫1660、1661、1663-1、4072-2、4074-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第667号

平成28年農林水産省告示第1845号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所、江津市役所、川本町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市旭町市木7858-1、7858-8	森田 一義
江津市金田町口561-2	笠井 義明
江津市金田町口562、口563、口563-1、口563-2	大場 茂
邑智郡川本町大字川下806-1、807-1、808、808-1	城納 一郎
邑智郡邑南町戸河内1981、1988	菅原 治郎市

島根県告示第668号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業及び2そうまき無動力中型まき網漁業）の許可又は起業の認可の申請期間を平成28年11月21日から平成28年12月5日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第669号

平成28年島根県告示第484号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、雲南市から意見を聴取したもので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス木次店 島根県雲南市木次町下熊谷1500番1外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	早朝に行われる荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策に合わせ、作業方法や工程等を工夫するなど騒音対策を行うこと。また、店舗敷地境界上で基準値を超過する地点が予測されることから、騒音に関する苦情等が発生した際には、発生源対策を含め対応すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
2	出入口付近に誘導看板等を設置のうえ、交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。	建物敷地内において指針で求める必要駐車台数を建物敷地西側駐車場に分散確保とされているため、交通渋滞や追突等の交通事故が発生しないよう、かつ、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するよう適切な案内看板・標示等の設置が必要である。

3 縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課（雲南市木次町里方521-1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第670号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したもので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
奥出雲町	平成26年度～28年度	2枚	1冊	稲原	平成28年10月31日

島根県告示第671号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

海岸保全区域の指定（平成18年島根県告示第262号）は、廃止する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海 岸 の 名 称					海 岸 保 全 区 域
沿岸名	海岸名	地 区 海岸名	地 先 海岸名	延長	
島根	江津	敬川	和木波子	6,173m	<p>基点1から基点60までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、基点60と補助点10を結んだ線及び補助点1から補助点10までを順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>1 基点の位置</p> <p>基点1 座標X -110,175.382 座標Y 3,328.820</p> <p>基点2 座標X -110,221.376 座標Y 3,373.236</p> <p>基点3 座標X -110,388.876 座標Y 3,219.557</p> <p>基点4 座標X -110,356.956 座標Y 3,195.408</p> <p>基点5 座標X -110,587.709 座標Y 2,874.993</p> <p>基点6 座標X -110,605.425 座標Y 2,895.868</p> <p>基点7 座標X -110,686.996 座標Y 2,779.997</p> <p>基点8 座標X -110,722.496 座標Y 2,689.196</p> <p>基点9 座標X -110,737.911 座標Y 2,654.463</p> <p>基点10 座標X -110,740.212 座標Y 2,644.414</p> <p>基点11 座標X -110,745.096 座標Y 2,633.926</p> <p>基点12 座標X -110,749.342 座標Y 2,625.599</p> <p>基点13 座標X -110,754.638 座標Y 2,616.197</p> <p>基点14 座標X -110,760.606 座標Y 2,606.948</p> <p>基点15 座標X -110,767.370 座標Y 2,597.999</p> <p>基点16 座標X -110,777.215 座標Y 2,590.610</p>

				基点17	座標 X	-110,792.101
					座標 Y	2,594.472
				基点18	座標 X	-110,791.183
					座標 Y	2,489.105
				基点19	座標 X	-110,755.982
					座標 Y	2,473.299
				基点20	座標 X	-110,754.735
					座標 Y	2,453.620
				基点21	座標 X	-110,786.374
					座標 Y	2,458.060
				基点22	座標 X	-110,790.450
					座標 Y	2,467.641
				基点23	座標 X	-110,821.572
					座標 Y	2,450.581
				基点24	座標 X	-110,839.317
					座標 Y	2,472.252
				基点25	座標 X	-110,872.028
					座標 Y	2,492.878
				基点26	座標 X	-110,871.102
					座標 Y	2,510.724
				基点27	座標 X	-110,897.545
					座標 Y	2,505.285
				基点28	座標 X	-110,905.363
					座標 Y	2,543.295
				基点29	座標 X	-110,904.985
					座標 Y	2,548.901
				基点30	座標 X	-110,922.883
					座標 Y	2,545.601
				基点31	座標 X	-110,928.440
					座標 Y	2,544.272
				基点32	座標 X	-110,971.507
					座標 Y	2,533.232
				基点33	座標 X	-111,037.216
					座標 Y	2,505.035
				基点34	座標 X	-111,102.348
					座標 Y	2,466.183
				基点35	座標 X	-111,157.476
					座標 Y	2,422.009
				基点36	座標 X	-111,170.481
					座標 Y	2,420.331
				基点37	座標 X	-111,474.281
					座標 Y	2,120.037

				基点38	座標 X	-111,517.356
					座標 Y	2,082.083
				基点39	座標 X	-111,573.927
					座標 Y	2,057.536
				基点40	座標 X	-111,727.760
					座標 Y	1,905.480
				基点41	座標 X	-111,767.645
					座標 Y	1,859.509
				基点42	座標 X	-111,846.652
					座標 Y	1,762.160
				基点43	座標 X	-111,947.365
					座標 Y	1,650.943
				基点44	座標 X	-111,958.408
					座標 Y	1,626.958
				基点45	座標 X	-112,052.524
					座標 Y	1,527.778
				基点46	座標 X	-112,359.982
					座標 Y	1,107.169
				基点47	座標 X	-112,336.888
					座標 Y	1,059.466
				基点48	座標 X	-112,437.778
					座標 Y	926.385
				基点49	座標 X	-112,451.623
					座標 Y	943.483
				基点50	座標 X	-112,388.691
					座標 Y	1,021.198
				基点51	座標 X	-112,399.521
					座標 Y	1,053.079
				基点52	座標 X	-112,501.025
					座標 Y	914.212
				基点53	座標 X	-112,527.291
					座標 Y	833.382
				基点54	座標 X	-112,911.231
					座標 Y	278.206
				基点55	座標 X	-112,839.827
					座標 Y	263.030
				基点56	座標 X	-112,875.749
					座標 Y	185.993
				基点57	座標 X	-112,978.749
					座標 Y	185.992
				基点58	座標 X	-113,016.460
					座標 Y	126.047

					基点59 座標 X -113,350.556
					座標 Y -442.477
					基点60 座標 X -113,649.356
					座標 Y -1,170.143
				2	補助点の位置
					補助点1 座標 X -109,866.066
					座標 Y 3,030.117
					補助点2 座標 X -109,814.141
					座標 Y 2,979.973
					補助点3 座標 X -110,328.443
					座標 Y 2,229.878
					補助点4 座標 X -110,844.445
					座標 Y 2,247.125
					補助点5 座標 X -111,582.335
					座標 Y 1,513.860
					補助点6 座標 X -112,119.121
					座標 Y 765.070
					補助点7 座標 X -112,454.106
					座標 Y 679.943
					補助点8 座標 X -112,755.355
					座標 Y 273.777
					補助点9 座標 X -113,242.977
					座標 Y -542.033
					補助点10 座標 X -113,512.586
					座標 Y -1,200.045

島根県告示第672号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

田ノ原

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第673号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年島根県告示第32号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

田ノ原

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で117,021トン（平成26年）、生産額で210億6,300万円（平成26年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かかれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源

の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成28年1月から同年12月まで	43,000
2	まいわし	平成28年1月から同年12月まで	94,000
3	まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	26,000
4	するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月まで	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成28年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	41,000
2	まいわし	中型まき網漁業	93,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	25,000

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成28年中国地方整備局告示第102号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

雲南都市計画道路事業 3・3・2号新庄飯田線（4工区）

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

雲南市木次町 雲南県土整備事務所

4 事業地

- (1) 収用の部分 島根県大東町大東地内
- (2) 使用の部分 島根県大東町大東地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

しまねセキュリティクラウド構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年9月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

EMJしまねセキュリティアクラウド共同企業体 代表構成員 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 取締役
社長 熊谷 鋭 広島県広島市中区大手町二丁目11番10号 NHK広島放送センタービル

5 随意契約に係る契約金額

240,320,412円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年11月11日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 件名及び数量

IC免許証追記装置の賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 中国支店長 渡邊 祐史 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号

5 落札金額

73,774,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成28年8月5日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年11月11日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 件名及び数量

運転者管理業務用装置の賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

-
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月6日
 - 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 中国支店長 渡邊 祐史 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号
 - 5 落札金額
47,900,160円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例公告を行った日
平成28年8月5日